

令和3年4月24日

保護者各位

羽 曳 野 市

緊急事態宣言発出に伴う市内認可保育園・認定こども園の対応について
【原則開所の場合】

日頃より本市教育・保育行政にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、令和3年4月25日（日）から5月11日（火）までの間、大阪府に緊急事態宣言の発出が決定されました。今回の宣言において、保育所等の対応については、感染防止策を徹底しつつ、原則開所する方針が国から要請されています。そのため、市内の認可保育園・認定こども園では、緊急事態宣言期間中、原則通常通り運営します。

しかしながら、現在の府内の感染状況等からも、より一層こどもへの新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組む必要があることから、保護者の皆様におかれましては、各ご家庭の状況に応じ、必要な範囲でのご利用をお願いいたします。

なお、緊急事態宣言期間中は、通常どおりの運営となりますので、保育料などの利用者負担額の日割り対応は行いません。ただし、在園児や職員が陽性となった場合や濃厚接触者となった場合は、臨時休園や登園の自粛要請を行うため、利用者負担額についても日割りで減額します。